TPP協定に定められている著作権法整備に関わる事項の概要について

TPP協定において締約国に制度整備が求められている事項のうち、我が国が協定締結のために著作権法の改正の必要性を検討すべき事項は、以下の5項目であると考えられる。ただし、各項目の改正の要否及び内容、並びにその他の事項で改正が必要なものの有無等については、更に精査が必要。

1. 著作物等の保護期間の延長について

- TPP協定における関連事項
- ①著作物の保護期間について
 - -著作物の保護期間を原則著作者の死後70年とすること。(現行:死後50年)
 - -無名・変名の著作物の保護期間を原則公表後70年とすること。(現行:公表後50年)
 - -団体名義の著作物の保護期間を原則公表後70年とすること。(現行:公表後50年)
- ②実演・レコードの保護期間について
 - 実演の保護期間を実演が行われた後70年とすること。(現行:実演後50年)
 - レコードの保護期間を原則 レコードの発行後 7 0 年とすること。 (現行:発行後 5 0 年)
- ※ 保護期間が延長される際、改正法が施行した時点ですでに保護期間が満了している 著作物について、遡及して保護期間が延長されることとはならない。

2. 著作権侵害罪の一部非親告罪化

- TPP協定における関連事項
- ・ 著作権、実演家の権利又はレコードに関する権利を侵害する複製に係る罪のうち、 故意により商業的規模で行われるもの(※)について、非親告罪とすること。
 - ※商業的規模で行われる行為には、少なくとも次の行為を含む。
 - i 商業上の利益又は金銭上の利得のために行われる行為
 - ii 上記に該当しない重大な行為であって、市場との関連において当該著作権者等の利益に実質的かつ有害な影響を及ぼすもの

ただし、非親告罪とする範囲については、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えるものに限定することができること。

・ 映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない複製であって、当該映画の著作物の市場において権利者に対し重大な損害を与えるものについて、非親告罪とする こと。

3. 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(アクセスコントロール等)に関する制度整備

- TPP協定における関連事項
- ① 著作者、実演家及びレコード製作者が権利の行使に関連して用い、並びにその著作物等について許諾されていない行為を抑制する効果的な技術的手段(※)の回避に対し適当な法的保護等を講ずるため、以下の行為を民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とする。
 - 著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」等)を権限なく回避する行為
 - 効果的な技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、頒布若しくは公衆への販売若しくは貸与の申し出をする行為、又は当該手段を回避するサービスの提供等をする行為
- ② ①について、知的財産権を侵害しない使用を可能とするため、例外及び制限を定めることができる。
 - ※効果的な技術的手段:効果的な技術、装置又は構成品であって、その通常の機能に おいて、保護の対象となる著作物、実演若しくはレコードの利用を管理するもの又 は著作権、実演家の権利若しくはレコード製作者の権利を保護するもの。

4. 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

- TPP協定における関連事項
- ・ 実演及びレコードに関する世界知的所有権条約(WPPT)第十五条(1)及び(4)の規定するところにより、実演家及びレコード製作者に権利を付与すること。具体的には、実演家及びレコード製作者に対し、商業上の目的のために発行されたレコード(※1)の放送等(※2)について、報酬請求権等を付与すること(※3)。
 - ※1 CD 等の有体物に固定された「商業用レコード」に加えて、CD等を介さず インターネット等から直接配信される音源(いわゆる「配信音源」)を含む。
 - ※2 映像に組み込まれたレコードの放送等は対象外
 - ※3 ここで求められる権利の保護については、(WPPTで認められる内国民待遇の適用除外を行うことができず、) TPPの原則に従い内国民待遇とすることが求められる。

5. 法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備

- TPP協定における関連事項
- ・ 著作権、実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し、以下のいずれか又 は双方の損害賠償について定める制度を整備する。
 - (i)権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償(※1)
 - (ii) 追加的な損害賠償(※2)
 - ※1 法定の損害賠償については、侵害によって引き起こされた損害について権利者 を補償するために十分な額に定め、及び将来の損害を抑止することを目的として 定める。
 - ※2 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。また、追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、司法当局は、全ての関連する事項(侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。)を考慮して適当と認める損害賠償の裁定を下す権限を有する。

(以上)